

## 【表紙】

【発行登録追補書類番号】	2 - 関東 1 - 2
【提出書類】	発行登録追補書類
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年10月9日
【会社名】	アサヒグループホールディングス株式会社
【英訳名】	Asahi Group Holdings, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 兼 CEO 小路 明善
【本店の所在の場所】	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号
【電話番号】	03(5608)5116
【事務連絡者氏名】	執行役員財務部門長 坂野 俊次郎
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号
【電話番号】	03(5608)5116
【事務連絡者氏名】	執行役員財務部門長 坂野 俊次郎
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【今回の募集金額】	第13回無担保社債（3年債） 100,000百万円 第14回無担保社債（5年債） 10,000百万円 計 110,000百万円

## 【発行登録書の内容】

提出日	2020年6月1日
効力発生日	2020年6月9日
有効期限	2022年6月8日
発行登録番号	2 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 700,000百万円

## 【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
-	-	-	-	-
実績合計額（円）		なし （なし）	減額総額（円）	なし

(注) 1 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

2 今回の募集とは別に、アサヒグループホールディングス株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）[券面総額又は振替社債の総額300,000百万円（発行価額の総額300,000百万円）]を発行すべく、2020年10月9日に発行登録追補書類（発行登録追補書類番号2 - 関東1 - 1）を関東財務局長へ提出しましたが、2020年10月15日が払込期日であり、本発行登録追補書類提出日（2020年10月9日）現在払込みが完了していないため、上記実績合計額欄の算出には加算されておりません。

【残額】(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額)

700,000百万円

(700,000百万円)

(注) 1 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段( )書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

- 2 今回の募集とは別に、アサヒグループホールディングス株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)[券面総額又は振替社債の総額300,000百万円(発行価額の総額300,000百万円)]を発行すべく、2020年10月9日に発行登録追補書類(発行登録追補書類番号2 - 関東1 - 1)を関東財務局長へ提出しましたが、2020年10月15日が払込期日であり、本発行登録追補書類提出日(2020年10月9日)現在払込みが完了していないため、上記残額欄の算出には加算されておりません。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) - 円

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行社債（短期社債を除く。）（3年債）】

銘柄	アサヒグループホールディングス株式会社第13回無担保社債 （特定社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	金100,000,000,000円
各社債の金額（円）	金1億円
発行価額の総額（円）	金100,000,000,000円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（%）	年0.001%
利払日	毎年4月15日および10月15日
利息支払の方法	1 利息支払の方法および期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2021年4月15日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年4月15日および10月15日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない期間についての利息は、その半か年の日割をもってこれを計算する。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 償還期日後は利息をつけない。 2 利息の支払場所 別記「（注）9 元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	2023年10月13日
償還の方法	1 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2 償還の方法および期限 (1) 本社債の元金は、2023年10月13日にその総額を償還する。ただし、本社債の買入消却に関しては本項第(3)号に定めるところによる。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、法令または別記「振替機関」欄に定める振替機関が業務規程その他の規則に別途定める場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3 償還元金の支払場所 別記「（注）9 元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2020年10月9日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	2020年10月15日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保ならびに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	1 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が既に発行したもしくは今後発行する他の社債（本社債と同時に発行する第14回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）を含む。）のために、担保提供（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合および当社の特定の資産につき当社の特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。以下担保提供という。）を行う場合には、本社債のために当該資産の上に担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定する。

	<p>2 ただし、当該資産の上に担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定できない場合には、当社は社債権者集会の決議を得て本社債のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定する。</p> <p>3 本欄第2項により、社債権者集会の決議を得て本社債のために担保権を設定した場合、以後本欄第1項は適用されない。</p> <p>4 担付切換条項（利益維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するため社債管理者の承諾を得て当該無担保社債に担保提供する旨の特約または当社が社債管理者との協議によりいつでも当該無担保社債に担保提供することができる旨の特約をいう。）により他の無担保社債のために担保提供を行う場合および当社が合併により担保権の設定されている被合併会社の社債を継承する場合には、本欄第1項は適用されない。</p> <p>5 当社が本欄第1項または第2項により本社債のために担保権を設定する場合には、当社は直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p>
財務上の特約（その他の条項）	本社債には別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄以外の財務上の特約は付されていない。

（注）1 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社日本格付研究所（以下JCRという。）

本社債について、当社はJCRからAA-（ダブルAマイナス）の信用格付を2020年10月9日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度についてのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号 03-3544-7013

(2) 株式会社格付投資情報センター（以下R&Iという。）

本社債について、当社はR&IからA+（シングルAプラス）の信用格付を2020年10月9日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおり履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」および同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号 03-6273-7471

## 2 振替社債

- (1) 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下社債等振替法という。）の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。
- (2) 社債等振替法に従い本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債にかかる社債券は発行されない。

## 3 社債管理者

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を満たすものであり、社債管理者は設置しない。

## 4 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には、本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項、「償還の方法」欄第2項または「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違背したとき。
- (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (4) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。
- (5) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

## 5 社債権者に通知する場合の公告

本社債に関して社債権者に対し通知する場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。）にこれを掲載する。

## 6 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供するものとする。

## 7 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）10を除く。）の変更は、法令の定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (2) 本（注）7(1)の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとし、本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下本種類の社債という。）を有するすべての社債権者に対して効力を有する。

## 8 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、本種類の社債の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

## 9 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

## 10 財務代理人、発行代理人および支払代理人

株式会社三井住友銀行

## 2【社債の引受け及び社債管理の委託(3年債)】

## (1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	40,800	1 引受人は、本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2 本社債の引受手数料は総額2億8,500万円とする。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	38,100	
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	10,300	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	10,000	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	500	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	200	
水戸証券株式会社	東京都中央区日本橋二丁目3番10号	100	
計	-	100,000	-

## (2)【社債管理の委託】

該当事項はありません。

## 3【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】

銘柄	アサヒグループホールディングス株式会社第14回無担保社債 （特定社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の 総額（円）	金10,000,000,000円
各社債の金額（円）	金1億円
発行価額の総額（円）	金10,000,000,000円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（%）	年0.120%
利払日	毎年4月15日および10月15日
利息支払の方法	1 利息支払の方法および期限 （1）本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2021年4月15日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年4月15日および10月15日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。ただし、半年間に満たない期間についての利息は、その半年間の日割をもってこれを計算する。 （2）利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 （3）償還期日後は利息をつけない。 2 利息の支払場所 別記「（注）9 元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	2025年10月15日
償還の方法	1 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2 償還の方法および期限 （1）本社債の元金は、2025年10月15日にその総額を償還する。ただし、本社債の買入消却に関しては本項第(3)号に定めるところによる。 （2）償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 （3）本社債の買入消却は、法令または別記「振替機関」欄に定める振替機関が業務規程その他の規則に別途定める場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3 償還元金の支払場所 別記「（注）9 元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2020年10月9日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	2020年10月15日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保ならびに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	1 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が既に発行したもしくは今後発行する他の社債（本社債と同時に発行する第13回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）を含む。）のために、担保提供（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合および当社の特定の資産につき当社の特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。）を行う場合には、本社債のために当該資産の上に担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定する。

	<p>2 ただし、当該資産の上に担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定できない場合には、当社は社債権者集会の決議を得て本社債のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定する。</p> <p>3 本欄第2項により、社債権者集会の決議を得て本社債のために担保権を設定した場合、以後本欄第1項は適用されない。</p> <p>4 担付切換条項（利益維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するため社債管理者の承諾を得て当該無担保社債に担保提供する旨の特約または当社が社債管理者との協議によりいつでも当該無担保社債に担保提供することができる旨の特約をいう。）により他の無担保社債のために担保提供を行う場合および当社が合併により担保権の設定されている被合併会社の社債を継承する場合には、本欄第1項は適用されない。</p> <p>5 当社が本欄第1項または第2項により本社債のために担保権を設定する場合には、当社は直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p>
財務上の特約（その他の条項）	本社債には別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄以外の財務上の特約は付されていない。

（注）1 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社日本格付研究所（以下JCRという。）

本社債について、当社はJCRからAA-（ダブルAマイナス）の信用格付を2020年10月9日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度についてのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号 03-3544-7013

(2) 株式会社格付投資情報センター（以下R&Iという。）

本社債について、当社はR&IからA+（シングルAプラス）の信用格付を2020年10月9日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」および同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号 03-6273-7471

## 2 振替社債

- (1) 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下社債等振替法という。）の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。
- (2) 社債等振替法に従い本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債にかかる社債券は発行されない。

## 3 社債管理者

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を満たすものであり、社債管理者は設置しない。

## 4 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には、本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項、「償還の方法」欄第2項または「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違背したとき。
- (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (4) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。
- (5) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

## 5 社債権者に通知する場合の公告

本社債に関して社債権者に対し通知する場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。）にこれを掲載する。

## 6 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供するものとする。

## 7 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）10を除く。）の変更は、法令の定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (2) 本（注）7(1)の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとし、本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下本種類の社債という。）を有するすべての社債権者に対して効力を有する。

## 8 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、本種類の社債の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

## 9 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

## 10 財務代理人、発行代理人および支払代理人

株式会社三井住友銀行

#### 4【社債の引受け及び社債管理の委託（5年債）】

##### （1）【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	7,000	1 引受人は、本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金37.5銭とする。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,000	
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	500	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	500	
計	-	10,000	-

##### （2）【社債管理の委託】

該当事項はありません。

#### 5【新規発行による手取金の使途】

##### （1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
110,000	393	109,607

（注） 上記金額は、第13回無担保社債および第14回無担保社債（グリーンボンド）の合計金額であります。

##### （2）【手取金の使途】

上記差引手取概算額109,607百万円のうち、第13回無担保社債の発行による差引手取概算額99,664百万円については、全額を2020年10月末までにCUB事業（以下に定義する。）の取得に伴い金融機関から借り入れたブリッジローン1兆1,850億円の返済資金の一部に充当する予定であります。

当社は、2019年7月19日にAnheuser-Busch InBev SA/NVグループ（以下AB InBev社という。）との間で、同社が保有する豪州におけるビール・サイダー事業及びその他関連事業を構成する会社群の全株式、「Carlton」、「Great Northern」等のすべてのCUB事業のブランド（商標権）を含む知的財産権、豪州におけるAB InBev社ブランドの永久販売権及び一部AB InBev社ブランドのライセンス製造権、並びにその他関連資産（これらを総称して、以下CUB事業という。）を取得する株式売買契約書を締結しました。当該契約に基づき、2020年6月1日に、当社の完全子会社であるAsahi Holding (Australia) Pty Ltdを通じて対象事業を取得いたしました。

また、第14回無担保社債（グリーンボンド）の発行による差引手取概算額9,943百万円については、当社が策定した「アサヒグループ環境ビジョン2050」のうち、気候変動への対応として、当社の子会社を通じ、2,030百万円を2022年10月末までに国内外における再生可能エネルギー電力の購入に、1,500百万円を2022年10月末までにコジェネレーションシステムや冷凍機等の省エネ性能の高い生産設備の導入に、1,980百万円を2022年10月末までに省エネルギー型自動販売機の導入に係る資金に充当いたします。さらに、持続可能な資源利用への対応として、当社子会社を通じ、3,783百万円を2022年10月末までに国内外におけるリサイクルPETの調達に、500百万円を2022年10月末までにバイオマスプラスチックの調達に係る資金に充当いたします。加えて、150百万円を2022年10月末までに当社社有林の維持管理に係る資金に充当する予定であります。なお、実際の充当期間までは現金又は現金同等物にて管理します。

#### 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<アサヒグループホールディングス株式会社第14回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）（別称：アサヒグループグリーンボンド）に関する情報>

### 1 グリーンボンドとしての適格性について

当社は、グリーンボンドの発行のために「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2018」（注）1．及び「グリーンボンドガイドライン2020年版」（注）2．に即したグリーンボンドフレームワークを策定しました。

なお、グリーンボンドフレームワークに対する第三者評価として、株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）より、「JCRグリーンボンド・フレームワーク評価」（注）3．の最上位評価である「Green 1」の評価を取得しております。

（注）1．「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2018」とは、国際資本市場協会（ICMA）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会（Green Bond Principles Executive Committee）により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。

2．「グリーンボンドガイドライン2020年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2020年3月に改訂したガイドラインです。

3．「JCRグリーンボンド・フレームワーク評価」とは、ICMAが作成したグリーンボンド原則及び環境省が策定したグリーンボンドガイドライン2020年版を受けたグリーンボンド・フレームワークに対するJCRによる第三者評価。当該評価においてはグリーンボンドの調達資金の使途がグリーンプロジェクトに該当するかの評価である「グリーン性評価」及び発行体の管理・運営体制及び透明性について評価する「管理・運営・透明性評価」を行い、これら評価の総合評価として「JCRグリーンボンド・フレームワーク評価」が決定されます。

### 2 グリーンボンドフレームワークについて

グリーンボンド発行を目的として、当社はグリーンボンド原則2018及び環境省のグリーンボンドガイドライン（2020年版）が定める4つの柱（調達資金の使途、プロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポート）に従ってフレームワークを以下のとおり策定しております。

#### 1．調達資金の使途

グリーンボンドで調達した資金は、以下の適格クライテリアを満たす新規または既存のプロジェクトに充当することを想定しています。なお、既存のプロジェクトについては、グリーンボンドの発行日から遡って24カ月以内に実施または稼働を開始したものとします。

#### 適格事業

##### 「アサヒ カーボンゼロ」への取り組み

GBPカテゴリー：再生可能エネルギー、エネルギー効率

「環境ビジョン2050」に基づき、当社は気候変動への対応として、「アサヒ カーボンゼロ」を策定しています。「アサヒ カーボンゼロ」では、「Scope1,2及びScope3にて、2030年までのバリューチェーン全体でのCO<sub>2</sub>排出量を30%削減（2015年比）」を目標として定めており、この目標はSBTイニシアチブより承認を得ています。

Scope3のアサヒブリュワリーズヨーロッパ、アサヒホールディングスオーストラリアは2020年比

SBTの対象範囲は国内事業会社のみ

なお、直近の具体的な取り組みとしては、以下の通りです。

アサヒビール（株）の全工場におけるコジェネレーションシステムによる年間の発電量は、直近5年間平均で170,000千kWhを超えており、天然ガスへの転換促進や嫌気性排水処理設備の導入を推進しています。加えて2019年には福島工場等における新冷熱回収装置や神奈川工場等における高効率冷凍機などを導入し、更なる省エネを進めています。

また、アサヒ飲料（株）は清涼飲料自販機協議会が掲げる「清涼飲料自動販売機の総消費電力を、2050年までに2005年対比で60%削減」するという目標に賛同し、ヒートポンプ式自動販売機の導入を進めています。当該自販機はヒートポンプ式ではない自動販売機と比べ年間消費電力を約32%削減でき、2020年4月までに導入した全自販機の約90%を当該自販機に切り替えています。今後は、新規設置する自販機の96%以上を当該自販機にすることを目標として更なる拡大を図ってまいります。

上記目標達成に向け、2025年までに以下の事業または取組みに関する設備投資や支出を対象とします。

< 適格基準 >

- 国内外の事業会社における再生可能エネルギー電力の購入
- 工場における省エネ設備の導入(コジェネレーションシステム、ノンフロン高効率冷凍機の導入等)
  - : 30%以上のエネルギー削減効果が図れるもの
- ヒートポンプ自販機の導入
  - : ヒートポンプ式でない自販機に対して30%以上のエネルギー削減効果があるもの

### 持続可能な容器包装に関する取組み

GBPカテゴリー: 高環境効率商品、環境適応商品、環境に配慮した生産技術及びプロセス

当社の製品において喫緊の課題であるプラスチック問題に対して、当社は2025年までにプラスチック容器を100%有効利用可能とすることを目標に定め、2030年までにプラスチック容器を100%環境配慮素材への切り替えを行うことの検討を開始しています。

対象会社: アサヒビール(株)、アサヒ飲料(株)、アサヒホールディングスオーストラリア社

なお、直近の具体的な取組みとしては、以下の通りです。

アサヒ飲料(株)では、2019年7月より、リサイクルPETの使用を順次開始しています。リサイクルPETとは、使用済みのPETボトルを洗浄し、異物を除去した後高温下の物理的処理を行うことでリサイクルし、再びボトルとして使用する環境負荷の少ない素材です。また、「カルピス」の希釈タイプ容器の「ピースボトル」に、植物由来のバイオポリエチレンを10%使用したプラスチックボトルを採用しています。更に、炭酸飲料の1.5リットル容器で国内初となる「バイオPET」を使用した「『三ツ矢サイダー』PET1.5L」を数量限定で販売しています。

2019年1月に定めた「容器包装2030」における持続可能な容器包装の実現に向けて、2030年までにプラスチック製容器包装の全重量の60%にリサイクルPET、植物由来の環境配慮素材などを使用することを目指していきます。

上記目標達成のため、2025年までに以下の事業または取組みに関する支出を対象とします。

< 適格基準 >

- リサイクルPETの調達
  - : リサイクルPET樹脂の食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針(厚生労働省、平成24年4月27日)に沿う原材料であること
- バイオマスプラスチックの調達
  - : バイオマスプラマーク(日本バイオプラスチック協会)、バイオスマーク(日本有機資源協会)、ライスインキマーク(ライスインキ・コンソーシアム)等、認証を取得した原材料であること

### 持続可能な水資源を推進する取組み

GBPカテゴリー: 生物自然資源及び土地利用に係る環境維持型管理

当社の製品の製造過程において使用される水資源について、2030年までにグループ全体での水の使用量を3.2m<sup>3</sup>/kl以下とすることを削減目標としています。

直近の具体的な取組みとしては、以下の通りです。

国内ビール工場での水の使用効率を高めて使用量の削減を進め、水の100%還元(ウォーターニュートラル)に取り組んでいます。例えば、工場ではタンク・配管などを洗浄・殺菌する水の使用量削減や、工程からの回収水や膜処理水の有効利用等に取り組んでおります。加えて、国内ビール工場のウォーターニュートラルの実現に向け、長期契約等による「アサヒの森」の管理面積拡大を進めています。

上記目標の達成に向け、以下の事業または取組みに関する支出を対象とします。

< 適格基準 >

- 社有林「アサヒの森」の維持
  - : 森林経営における『FSC(Forest Stewardship Council®: 森林管理協議会)FM認証』の取得

## 2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

グリーンボンドの調達資金が充当されるプロジェクトは、グローバルサステナビリティ委員会において決定された当社のサステナビリティ戦略に基づき、アサヒグループホールディングスの経営戦略会議またはグループ各社の経営会議で評価、選定されます。

選定にあたっては、当社のサステナビリティ戦略との整合性を確認した上で、前述の適格基準への適合状況を評価し、以下の環境・社会的リスクに配慮した対応を実施していることを確認します。

事業実施の所在地の国・地方自治体にて求められる環境関連法令等の遵守と必要に応じた環境への影響調査実施

事業実施にあたり地域住民への十分な説明の実施

また、その他自社にて定めている以下の行動規範及び方針・指針等を遵守していることを確認します。

グループ行動規範・ポリシー

調達に関する方針・指針：アサヒグループ持続可能な調達基本方針、アサヒグループサプライヤー行動規範

環境に関する方針・指針：環境基本方針、グリーン購入ガイドライン

## 3. 調達資金の管理

本グリーンボンドフレームワークに基づき発行されたグリーンボンドによる調達資金はアサヒグループが所有・管理するグリーンボンド専用の銀行口座に入金され、アサヒグループホールディングス（株）Finance（以下Financeという。）により管理されます。グリーンボンドの残高があり、グリーンボンド専用口座の残高がある限り、四半期毎に当該四半期の間に適格事業に関して支払いされた額と同額を引出し、既存の振込元口座に資金を振り替えます。調達資金が適格事業に関する支払いに充当されるまでの間は、資金と等しい額を現金又は現金同等物にて管理します。Financeは内部管理システムを用いて、四半期毎に資金の追跡・管理を行います。なお、調達資金については、グリーンボンド発行から24ヶ月の間に充当を完了する予定です。

## 4. レポートニング

当社は、適格事業への資金充当状況及び環境への効果を、年次にて、当社ウェブサイト及び統合報告書にて報告します。初回レポートは、グリーンボンド発行から1年以内に、開示可能な範囲において行う予定です。

アロケーションレポートニング

グリーンボンドにより調達した資金の全額充当まで、またはグリーンボンドの発行残高がある限り、年次にて、調達資金の適格事業への充当状況に関する以下の項目について、実務可能な範囲でレポートニングする予定です。

- 当該グリーンボンドの各適格事業カテゴリーへの充当状況
- 調達資金を充当した適格事業の概要（資産の経過年数、残存耐用年数を含む）
- 適格事業への充当金額及び未充当額
- 新規ファイナンスとリファイナンスの割合
- 未充当分がある場合は充当予定時期
- 当該グリーンボンドにより調達した資金の適格事業への充当状況の確認に関するCF0による表明

なお、調達資金の全額が充当された後に大きな資金状況の変化が生じた場合は、適時に開示します。

インパクトレポートニング

グリーンボンド発行残高がある限り、適格事業の環境改善効果について、実務可能な範囲で開示します。

- ( ) 「アサヒ カーボンゼロ」への取り組み状況
  - 再生可能エネルギー（電力）購入量
  - CO<sub>2</sub>排出削減量
  - エネルギー使用量
- ( ) 持続可能な容器包装に関する取り組み状況
  - リサイクルPET・バイオマスプラスチック等、環境配慮素材の使用量
- ( ) 持続可能な水資源を推進する取り組み状況
  - 「アサヒの森」の概要（管理面積を含む）

<アサヒグループホールディングス株式会社第13回無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)及びアサヒグループホールディングス株式会社第14回無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)(別称:アサヒグループグリーンボンド)に関する情報>

#### 投資者の情報開示について

第13回債及び第14回債の購入を予定している投資者の名称、投資方針や検討状況、需要額・希望価格及び最終的な購入金額等の情報(個人情報は除く。)については、主幹事会社である野村證券株式会社、大和証券株式会社、S M B C日興証券株式会社及びみずほ証券株式会社に対して投資者より情報開示にかかる不同意の申出がない限り、各主幹事会社を通じて、必要に応じて当社に開示、提供及び共有される予定です。なお、当社は当該情報について、本社債の募集又は発行に関する目的以外には使用しません。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

### 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第96期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日） 2020年3月26日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第97期第1四半期（自 2020年1月1日 至 2020年3月31日） 2020年5月15日関東財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第97期第2四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日） 2020年8月13日関東財務局長に提出

#### 4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2020年10月9日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年3月26日に関東財務局長に提出

#### 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2020年10月9日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第16号の2及び第3号の規定に基づく臨時報告書を2020年6月3日に関東財務局長に提出

#### 6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2020年10月9日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2020年8月25日に関東財務局長に提出

#### 7【訂正報告書】

訂正報告書（上記6の臨時報告書の訂正報告書）を2020年9月7日に関東財務局長に提出

#### 8【訂正報告書】

訂正報告書（上記6の臨時報告書の訂正報告書）を2020年9月15日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下有価証券報告書等という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2020年10月9日）までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。下記の「事業等のリスク」は、当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については\_\_\_\_\_で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、下記「事業等のリスク」に記載の事項を除き、当該事項は本発行登録追補書類提出日（2020年10月9日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

#### [事業等のリスク]

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（平成31年1月31日内閣府令第3号）による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意(31)の規定を第96期事業年度に係る有価証券報告書から適用しております。

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下の通りであります。

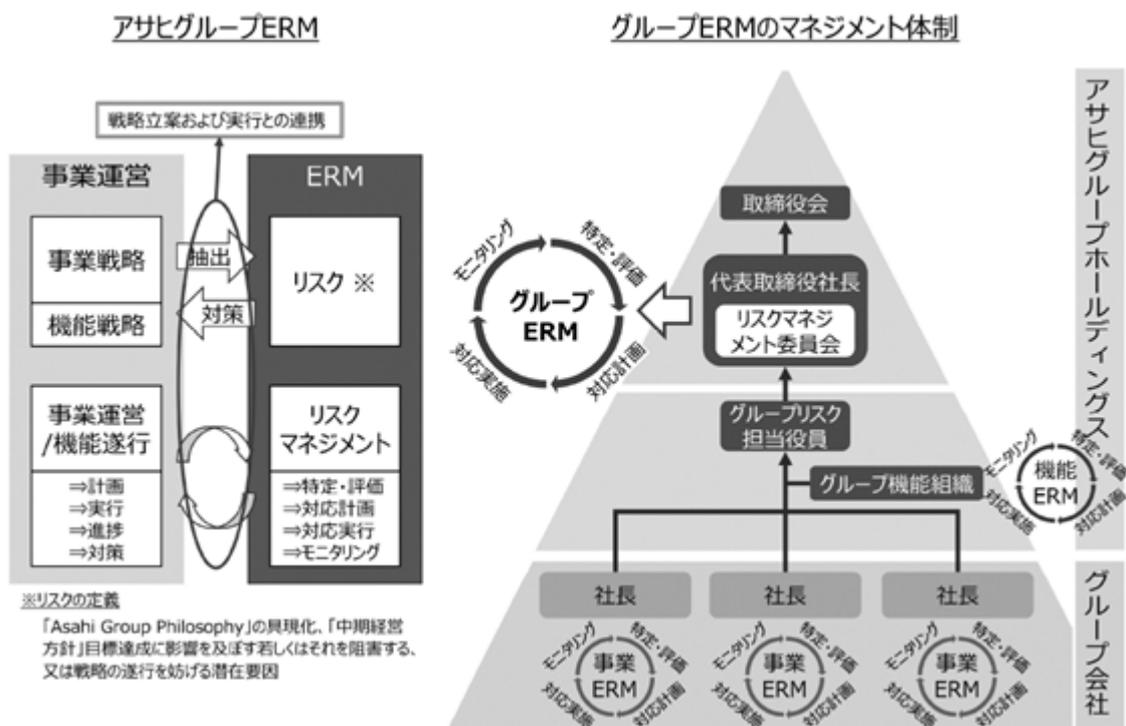
なお、文中における将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日（2020年10月9日）現在においてアサヒグループが判断したものであります。

## 1. アサヒグループのリスクマネジメント体制

アサヒグループは、2019年1月より、エンタープライズリスクマネジメント（事業目的を達成するために、組織全体の視点からリスクを管理する取り組み。以下「ERM」といいます。）を導入しました。この取組みの中で、「Asahi Group Philosophy」の具現化、並びに「中期経営方針」の戦略遂行及び目標達成を阻害しうる重大リスクを、戦略、オペレーション、財務、コンプライアンスなど全ての領域から特定及び評価し、対応計画を策定、その実行及びモニタリングを継続的に実施することで、効果的かつ効率的にアサヒグループのリスク総量をコントロールします。

ERMを推進するにあたり、代表取締役社長をはじめとする業務執行取締役及び代表取締役社長が指名する執行役員で構成される、リスクマネジメント委員会を設置しています。ERMはグループ全体を対象とし、リスクマネジメント委員会の委員長である代表取締役社長が実行責任を負います。

アサヒグループ各社は、事業単位毎にERMを実施し、リスクマネジメント委員会に取組内容を報告します。同委員会はそれらをモニタリングするとともに、委員自らがグループ全体の重大リスクを特定、評価、対応計画を策定、その実行及びモニタリングを実施します。これらの取組みは取締役会に報告され、取締役会はこれらをモニタリングすることで、ERMの実効性を確認します。

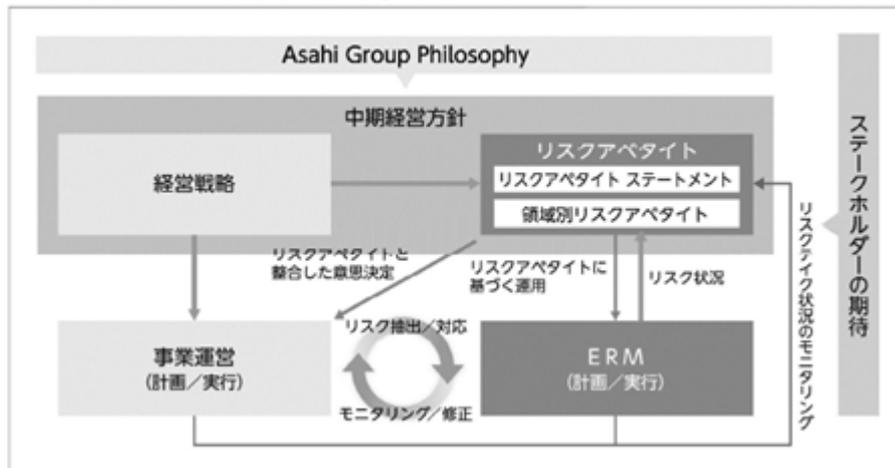


## 2. アサヒグループ リスクアベタイト

アサヒグループは、ERMを推進するとともに、「中期経営方針」の目標達成のために、「とるべきリスク」と「回避すべきリスク」を明確化する、「アサヒグループ リスクアベタイト」を制定しました。

「アサヒグループ リスクアベタイト」は、アサヒグループのリスクマネジメントに関する「方針」です。ERMの運用指針及び意思決定の際のリスクテイクの指針となるものであり、リスクに対する基本姿勢を示す「リスクアベタイト ステートメント」と、実務的な活用を想定した、事業遂行に大きく影響する主要なリスク領域に対する姿勢（アベタイト）を示す「領域別リスクアベタイト」で構成されます。グループ戦略、リスク文化とリスク状況、及びステークホルダーの期待をもとに検討し、取締役会にて決定、グループ全体に適用され、実施状況はリスクマネジメント委員会でモニタリング、取締役会へ報告されます。本取組みを通じて、アサヒグループ全体で適切なリスクテイクを促進してまいります。

### アサヒグループ リスクアベタイト フレームワーク



### アサヒグループ リスクアベタイト ステートメント

アサヒグループは、持続的な企業価値向上を実現するため、「Asahi Group Philosophy（AGP）に基づく「グローバルな価値創造経営」の推進」を中期経営方針としています。

その達成に向けて、

アサヒグループは、国内外での高付加価値ブランドの育成を中心とした持続的成長を実現するとともに、非連続な成長を支えるM&Aやイノベーションの創出について、財務健全性と株主価値のバランスをとり、リスクをコントロールする取組みを行いつつ、果敢に挑みます。

アサヒグループは、事業運営において、お客様に最高品質の製品をお届けすること、及びアサヒグループで働く全ての人々に安全な労働環境を提供することを、最重要課題と位置付けています。

アサヒグループは、自然環境に影響を与えるリスクを低減する取組みを進めるとともに、社会により多くの環境価値を創出するための取組みに挑戦します。

「アサヒグループ行動規範」、「アサヒグループ人権方針」を遵守することはもちろんのこと、これらの遵守を妨げるリスクもとりません。

### 3. 主要リスク

当社グループでは、「1. アサヒグループのリスクマネジメント体制」記載の通り、当社代表取締役社長をはじめとする業務執行取締役及び執行役員で構成されるリスクマネジメント委員会で、中期経営方針の事業遂行及び目標達成を阻害しうる特に重大なリスクを特定及び評価し、以下の(2)から(14)までの事項をかかるとして認識しております。

加えて、それ以外に考えられる当社グループの事業等のリスクについても、(15)にまとめて記載しております。但し、以下に記載したリスクは当社グループに関する全てのリスクを網羅したのではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在します。かかるリスク要因のいずれによっても、投資者の判断に影響を及ぼす可能性があります。

また、前述の、当社グループリスクマネジメントの取組みの中で、以下に記載する各リスクに対する対応策を含む種々の対応策をとりますが、それらの対策が有効に機能しない等によりリスクが解消できず、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、文中においては、将来に関する事項が含まれておりますが、別段の記載が無い限り、当該事項は本発行登録追補書類提出日（2020年10月9日）現在において判断したものです。

#### (1) 中期経営方針について

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指して、2019年に、「Asahi Group Philosophy (AGP)」を制定し、それに基づいて中期経営方針を更新しました。上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載の通り、本方針では、3年程度を想定した主要指標のガイドラインや、財務・キャッシュ・フロー方針を示しておりますが、これらのガイドライン・方針は、策定時に当社グループが入手可能な情報や適切と考えられる一定の前提に基づき、将来の事象に関する仮定及び予想に依拠して策定されたものです。そのため、上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の同「2 事業等のリスク」に記載の各リスク等を含む様々な要因により変更を余儀なくされるものであり、当社グループの事業や業績が中期経営方針内の同ガイドライン・方針等を達成できない可能性があります。特に、これらのガイドラインの内容は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響並びにCUB事業の取得及びそれに伴う資金調達の影響を加味していないため、修正を予定しております。なお、同ガイドラインのうち、Net debt / EBITDAについてはCUB事業の買収や新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて中長期的に3倍程度を目指す方針としております。

#### (2) 技術革新による新たなビジネスモデルの出現

当社グループが国内外で事業を展開する、酒類・飲料・食品業界は、その製造販売に関して、技術革新による競争環境の変化が比較的少ない安定した業界ですが、最近では、アルコールテイスト清涼飲料による新たな飲用シーンの提案ができるようになり、IoTによる付加価値の提供、AI活用によるサプライチェーンの効率化、あるいはアルコール代替品など、技術革新による新たなビジネスモデルの可能性も示されております。

これらの新たなビジネスモデルが、短期的に当社グループ事業に影響を及ぼす可能性は低いと考えますが、中長期的には、コスト構造や顧客体験で劣後し、業界での主導権喪失や競争力の低下につながり、売上収益、事業利益の低下など、当社グループ業績に影響を及ぼす可能性もあります。その一方で、当社グループがこのようなイノベーションを先導することができれば、市場優位性獲得や、新規市場創出につながることを期待できます。

本件に対しては、単なるリスク対応に留まることなく技術革新を先取りすることを目指して、中期経営方針において「イノベーション、ディスラプションを実現する風土改革、無形資産（研究開発・人材力等）への投資」及び「デジタルトランスフォーメーションによる構造改革、ビジネスモデルの進化」を掲げ、領域を特定した戦略的R&D及びIT投資を推進しています。また、各事業領域においてもイノベーションは重点課題の一つと認識し、取り組みを進めています。以上の取り組みを加速すべく、革新的技術の早期認識及びグループへの取込み、並びに事業化を支援する体制の構築を推進しております。その取り組みの一環として、2019年度、研究戦略の立案、研究開発、及び新規事業創出に取り組む新会社、アサヒクオリティードイノベーションズ株式会社を設立しました。当社では、これまで蓄積してきた酵母や乳酸菌研究の知見等を深掘りし、新たな事業や価値の創出を目指すとともに、AIなどの新技術やオープンイノベーションを積極的に活用し、従来の研究開発領域に捉われない取り組みを進めています。また、中期経営方針に掲げた『稼ぐ力の強化』、「新たな成長の源泉獲得」及び「イノベーション文化の醸成」を目的として、「ADX (Asahi Digital Transformation) 戦略モデル」を策定し、新たな価値体験の創出等、デザイン思考によるアイデアの創出やオープンイノベーションに積極的に取り組んでいます。

### (3) 事業拡大について

当社グループは、Schweppes Australia社の買収（2009年、買収額1,185百万豪ドル（適時開示の際に公表した金額、以下同じ））、カルピス社の買収（2012年、買収額920億円）、旧SAB Miller社の西欧ビール事業の取得（2016年、買収額2,550百万ユーロ）、中東欧ビール事業の取得（2017年、買収額7,300百万ユーロ）及びCUB事業の買収（2020年、買収額160億豪ドル）をはじめとして、国内外での事業領域拡大のため、積極的に外部の経営資源を獲得してきました。中期経営方針において「既存事業を補完するボルトオン型M&Aや競合・異業種とのアライアンスの拡大」を掲げております。当社は財務基盤の強化を優先し大型の買収を積極的に行う予定はありませんが、今後も、成長のために、外部の経営資源を活用していきます。

外部の経営資源獲得にあたっては、慎重に検討を行い、一定の社内基準をもとに、将来の当社グループの業績に貢献すると判断した場合のみ実行致します。しかしながら、営業、人員、技術及び組織の統合ができずコスト削減等の期待したシナジー効果が創出できなかった場合、アルコールや砂糖の摂取に対する社会の価値観の変化や人口動態の変化等により、買収した事業における製品に対する継続的な需要を維持できない場合、買収した事業における優秀な人材を保持し又は従業員の士気を維持することができない場合、高付加価値ブランドの育成不振等、効果的なブランド及び製品ポートフォリオを構築することができない場合、並びに異なる製品ラインにおける販売及び市場戦略の連携（クロスセルの拡大）ができない場合等により、当社グループの期待する成果が得られない可能性があります。

これに関連し、当社グループは2020年6月1日にCUB事業を取得する手続きを完了しました。これにより、日本、欧州に加え、豪州地域での事業を盤石にし、日、欧、豪の3極を核としたグローバルプラットフォームを構築することが可能になります。しかしながら、CUB事業と当社グループの既存事業との間でトップラインの成長及びコスト削減を含むシナジー効果を想定どおり実現できない可能性があることに加えて、当社グループは、新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する外食産業におけるアルコール消費の需要の低下及び家庭でのアルコール消費の需要の増加といった豪州地域における事業環境の変動をより一層受けることとなります。

当社グループは、買収に伴い、相当額ののれん及び無形資産を連結財政状態計算書に計上しており、2019年度末現在、のれん及び無形資産の金額はそれぞれ、連結総資産の22.4%（7,029億円）及び22.1%（6,955億円）を占めており、2020年6月末現在、CUB事業の買収により追加で1兆1,653億円ののれんを暫定的に計上しております（CUB事業買収に伴って、発生したのれん金額、企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額等については、企業結合日における識別可能資産及び負債の特定を精査中であり、取得価額の配分が完了していないため、暫定的な会計処理を行っております。）。当社グループは、当該のれん及び無形資産につきまして、それぞれの事業価値及び将来の収益力を適切に反映したものと考えておりますが、事業環境や競合状況の変化等により期待する成果が将来にわたって大きく損なわれると判断された場合、又はカンントリーリスクの顕在化による金利高騰や市場縮小等により適用される割引率や長期成長率が大きく変動した場合等は、減損損失が発生し、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、CUB事業の買収については、買収価格の決定は2019年7月になされており、新型コロナウイルス感染症の豪州における拡大の影響は考慮されておられません。

当社グループでは、AGP及び中期経営方針に基づいたグローバルな価値創造経営により、事業の持続的成長と中長期的な企業価値向上を目指しており、『稼ぐ力の強化』、『経営資源の高度化』や、『ESGへの取組み深化』の一環としてグループガバナンスの更なる実効性向上に向けた取り組みを実施することで、グループ戦略の実行と期待成果をより確実なものとしします。

### (4) 情報セキュリティ

当社グループは、高い市場競争力を確保するため、事業活動の多くをITシステムに依存しており、停電、災害、ソフトウェアや機器の欠陥、あるいはサイバー攻撃によって、事業活動の混乱、機密情報の喪失、個人情報の漏洩、詐欺被害、EU一般データ保護規則（GDPR）などの各国法令違反が発生する可能性があります。

このようなリスクが顕在化した場合、事業の中断、損害賠償請求やセキュリティ対策費用の増加等によるキャッシュアウト、GDPR違反による制裁金等により、当社グループの業績及び財政状態、並びに企業ブランド価値に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、2016年8月にASAHI-CSIRTを設置し、ITシステム上でサイバーセキュリティインシデントが起きていないかどうか監視すると共に、万が一インシデントが発生した場合には、その適切な対応を行うことは勿論のこと、原因解析や影響範囲の調査を行い、再発防止並びに防御の最適化を図る体制を敷いています。そのうえで、ソフトウェアや機器でのセキュリティ対策、及び社員教育や訓練を実施し、本件リスクが顕在化しないように取り組んでいます。

#### (5) アルコール摂取に対する社会の価値観

アルコールの摂取は、人々の生活を豊かにしてきた一方で、その不適切な摂取は、健康面あるいは社会的悪影響が指摘されています。WHOにおいては、世界的な規模での酒類販売に関する規制が検討されており、当社グループの予想を上回る規制強化が行われる可能性があります。また、世界的健康志向の高まりにより、アルコールに対する消費者需要が縮小する可能性もあります。これらの要因により、規制に対応するための費用支出による利益圧迫や、酒類の消費が減少することによる売上収益の縮小、さらにはアルコールを製造・販売する当社グループのレピュテーション及びブランド価値を毀損するなどし、その結果、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、アルコール飲料を製造・販売する企業として、企業の社会的責任を果たすため、WHOの目指すアルコールの有害な使用の低減による健康被害の予防について、酒類事業を行う各地の関連法令遵守のほか、IARDをはじめとする業界団体や業界と協力、連携して、販売や広告に関する自主基準を設け、責任あるマーケティングに取り組んでおります。2020年1月28日には、IARDに加盟する企業のCEOによる、未成年飲酒防止に向けた取組みを推進する共同声明を公表しました。また、適正飲酒の啓発活動を積極的に推進し、不適切な飲酒の撲滅に取り組んでいます。また、アルコールテイスト清涼飲料など、健康に配慮した商品の展開により、新しい飲用機会の創出に取り組んでおります。

IARD = International Alliance for Responsible Drinking（責任ある飲酒国際連盟）の略称。不適切な飲酒の撲滅と、責任ある飲酒を促進するという共通の目的のもとに、世界のビール、ワイン、スピリッツの製造業者である大手企業12社の加盟企業で構成される非営利団体。

#### (6) 事業環境について

当社グループの売上収益において国内事業の占める割合は約66.5%（2019年12月末現在）となっております。今後の日本国内での景気の動向によって、酒類・飲料・食品の消費量に大きな影響を与える可能性があり、人口の減少、少子高齢化が進んでいくと、酒類・飲料・食品の消費量が減少する可能性があります。また、これまでのデフレ環境が想定以上に継続することにより、国内での競争環境がさらに激化する結果、販売単価の下落を招き、当社グループ事業の収益性が、想定より損なわれる可能性があります。以上の要因により、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

国内事業の売上収益のうち、ビール類は約5割を占めます。このような状況は、当社ビール類商品に対するお客様の信頼を反映したものであり、当社グループ国内酒類事業での効率的な利益創出に寄与しておりますが、消費者の嗜好性の変化、世代交代等により、お客様の支持を失ってしまうと、本商品群の売上が低下し、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは国外での事業領域を拡大しており、CUB事業の取得の結果、当社グループの売上収益に占める海外事業の割合はさらに高まることとなります。今後、欧州、豪州地域を中心とする当社グループが事業を展開する各国における景気が悪化したり、当該各国での競争環境が激化すること等により、当該地域における当社グループの売上収益の低下、利益率の悪化が生じる可能性があります。

当社グループは、中期経営方針に『稼ぐ力の強化』を掲げ、『アサヒスーパードライ』など主力ブランドの価値向上や新市場の創造を目指すとともに、最適生産物流体制の構築など収益構造改革に継続して取り組むことで、本リスクが顕在化した場合の業績及び財政状態への影響の低減を図っていきます。また、ビール類以外にも酒類全般における商品のラインアップを充実させることで売上収益を増加させるとともに、飲料、食品事業において、消費者の健康志向の高まり及び高齢化社会に対応する領域へ挑戦することで、事業拡大を図っていきます。

しかしながら、経済不況、消費者の嗜好の変化等、市場の需要動向によって酒類、飲料、食品の消費量の大幅な減少を余儀なくされる等、予期せぬ事態が発生した場合は、上記対策が有効に機能せず、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (7) 国内物流需給ギャップの拡大

当社グループが事業展開する、酒類・飲料・食品の製造販売業界においては、物流は重要、かつ費用の構成比も高い機能です。国内の物流環境は、少子高齢化による労働人口減少に加え、電子商取引の拡大による宅配便の増加等の影響もあり、ドライバー需給ギャップの拡大が予想されます。さらには、物流業界特有の長時間労働の削減、生産性の向上等、社会問題の積極的な解消無くしては、今後想定を上回る需給ギャップが生じる可能性も否めません。

これらの事業環境の変化により、当社グループ全事業の、売上収益ベースで66.5%（2019年12月末現在）、事業利益ベースで56.3%（2019年12月末現在）を占める国内事業において、運搬費の増嵩に留まらず、製品の運搬に必要な量の物流機能を適切な費用にて確保することができないこと等により、製品供給が滞るリスクをも想定しておく必要があります。

本件リスクは、日本社会全体の課題とも密接に関連しており、当社グループは、国土交通省・経済産業省・農林水産省が推進する「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同する旨を表明しております。

当社グループは、本件リスクへの具体的な対応として、地産地消ロジスティクスの実現による効率的な物流体制の実現及び輸送量の削減、並びに物流機器・システムの導入による物流業務省人化及び物流負荷低減を目的として、アサヒビール名古屋工場でアサヒ飲料製品の製造ラインを新設するとともに自動倉庫を建設しています（2021年稼働予定）。また、従来から取り組んでいるモーダルシフト（鉄道・船舶輸送）や、効率化・省人化を目指した新たな幹線輸送スキームの確立など、同業他社や異業種、物流事業者との連携による効率性の高い輸送の実現を推進しています。

但し、これらの対策の実施を妨げる事象が発生する又は対策が有効に機能しない、あるいは物流需給ギャップが想定をはるかに上回ってしまう等により、上記リスクが解消しなかった場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (8) 多様で有能な人材の確保

中期経営方針に掲げる目標達成のためには、多様な価値観や専門性を持った社員の力が必要不可欠です。そのため、当社グループは、社員の多様性を尊重するとともに、一人ひとりが成長できる人材育成プログラムへの投資を拡大し、必要に応じて、経営幹部、一般社員問わず、外部からの登用も進めております。

それでも、日本国内での少子高齢化による労働人口減少、及びグローバルな事業地域の拡大にともなう人材需要の増高及び必要スキルの変更及び高度化により、多様で有能な経営幹部並びに一般社員を、必要数確保、育成及び定着させることができず、中期経営方針の戦略を実行し目標を達成する能力を損ねる可能性があります。

本件リスクに対して、中期経営方針に「グローバルタレントマネジメントやダイバーシティの推進」を掲げ、取り組みを進めております。将来の経営幹部候補のサクセッション・プランを策定し、それに基づいたグローバルリーダーシッププログラム等の育成施策を連動させることによって、人材パイプラインの拡充・強化を進めています。加えて、グローバル人材会議等を通じて各国の人材の可視化を図り、グローバルでの適材適所配置も推進し、能力と適性のある人材を積極的に登用していきます。また、日本を含めて、地域を越えた人材交流の活性化、国籍や性別を超えた登用など、ダイバーシティを推進しております。

#### (9) 品質について

当社グループは、最高の品質をお客様にお届けすることをグループ理念に掲げ、いずれのグループ会社も品質を通して、お客様との信頼関係を築くことに不断の努力を続けています。お客様の健康に密接に関連する事業を展開しているため、万一、不測の事態により、お客様の健康を脅かす可能性が生じたときは、お客様の安全を最優先に考え、迅速に対応します。

当社グループは、品質確保及び向上の取組みとして、商品設計から販売に至るまでのプロセス毎に、品質に影響を与える業務や注意すべき事項を抽出し、その点検と是正を実施しています。また、品質保証技術の高度化のため、AI等先端技術の導入にも取り組んでいます。特に、生産工程においては、重要な管理項目を整理し、必須要求事項として展開し、工場毎の自己点検や生産工程の監査へ活用しています。これらの取組みについては、今後も深化させていきます。

また、当社グループでは、食の安全に関わる最新の分析技術を開発しています。その対象は、微生物・農薬・カビ毒・重金属・樹脂・放射性物質など多岐にわたっており、海外も含めたグループ全体の高度な品質保証体制を技術面から支えています。

さらに、各グループ会社の商品特性や製造工場環境に応じて、国際的な品質・食品安全マネジメントシステムの考え方を取り入れ、必要に応じて外部認証取得しています。

しかしながら、以上並びにその他の品質リスクに対する対策にもかかわらず、万一、品質に問題が生じて、商品の安全性に疑義が持たれた場合には、商品の回収や製造の中止を余儀なくされ、その対応に費用や時間を要するだけでなく、お客様からの信頼を失う可能性があります。このような事象が発生した場合、中期経営方針に掲げた「国内外での高付加価値ブランドの育成とクロスセルの拡大などによる売上成長」の未達を含む、当社グループの業績及び財政状態、並びにレピュテーション及びブランド価値に対して影響を及ぼす可能性があります。

#### (10) 大規模自然災害

大規模な地震、津波、台風、洪水等の自然災害に関連するリスクは年々高まっており、近年国内外問わず、世界各地で大規模災害が現実のものとなっています。今後も、中長期的に継続するとともに規模の拡大が懸念されております。このような大規模な自然災害の発生により、従業員の被害、工場損壊、設備故障及びユーティリティ（電気、ガス、水）遮断により製造が停止、倉庫損壊及び保管製品破損により出荷が停止、並びに物流機能停止により原材料資材の調達及び製品の出荷が不能になる可能性があります。更に、事務所施設の損壊、交通機関マヒによる従業員の通勤不能、及びシステム障害に伴う重要データの消失等もあわせて、事業活動が停止する可能性があります。事業活動の復旧に長期を要した場合、施設等の改修に多額の費用が発生した場合、消費マインドが落ち込んだ場合など、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

当社グループは、大規模災害が発生した際に、いち早く従業員（及びその家族）の安否を確認する仕組みとして、安否確認システムを導入するとともに、早急に被災地の被害状況を把握するため、衛星携帯電話の配備をは

はじめとした緊急時通信体制の強化を進めています。そのうえで、定期的な訓練を実施することで、有事の対応力を強化するとともに、災害対応意識の啓発に努めています。

生産工場では、建物倒壊対策のため、国内全建物対象に耐震診断を完了。対策が必要な物件については、順次計画的に補強工事を実施中です。ボイラー、冷凍機等の大型エネルギー供給設備には大地震(震度5弱相当)を検知すると、安全に自動停止する機能が付属し、大型ビール工場では電力供給が遮断した場合でも、自家発電によりタンクを冷却させることで、半製品の大量腐敗を防止するなど2次災害のリスク低減対策を進めています。

また、主要グループ会社において、過去の地震防災対策の実績及び東日本大震災の経験を踏まえた「事業継続計画(BCP)」の策定を行い、主要商品の供給を継続するための需給調整機能を早急に復旧する体制を構築するとともに、受発注処理等に関する重要なデータを処理する関東のサーバーセンターのバックアップセンターを関西に設置し、大規模な自然災害が起こった場合であっても被災地以外での事業活動に支障が無いように備えています。

これらの事前対策により災害による被害の最小化、当社グループの業績及び財政状態に対する影響の低減に努めています。

#### (11) プラスチック使用

近年、廃棄プラスチックの規制強化の動きが活発化しております。同時に、プラスチックを大量に使用する製品に対する社会の目は厳しくなっており、容器包装をプラスチック素材に依存している当社グループの飲料・食品製品の需要が著しく低下し、売上に影響を与えるだけでなく、対応不十分とのことで、当社グループに対するレピュテーションが低下する可能性があります。また、リサイクル費用の負担が増加することや、生分解性素材などの代替素材を使用した場合の材料費が増加することなどで、製造原価が増高する可能性があります。

本件リスクへの対応として、当社グループは、「アサヒグループ環境ビジョン2050」の中で、「持続可能な資源利用100%を目指す(農産物原料、容器包装、水)」ことを目標に掲げ、容器包装に関しては、グループ各社において、海洋汚染や生態系への影響が世界的に問題視されている海洋プラスチック問題への対応を、国内外で様々な取組みを進めています。

国内では、アサヒ飲料株式会社が「容器包装2030」を制定し、リサイクルペット・環境配慮素材の使用、リデュースの推進、環境への配慮を前提とした新容器開発等に取り組んでおり、ラベルの無い「ラベルレスボトル」、さらにリサイクル素材を20%使用したペットボトル入りの『カルピス』等を販売しています。また海外では、オーストラリアの飲料子会社Asahi Beverages Pty Ltdが、リサイクル素材を100%使用したペットボトル入りのミネラルウォーター『Cool Ridge』を販売しています。

当社グループ全体としては、更なる環境配慮素材の活用を推進してまいります。

#### (12) 気候変動にかかわるリスク

国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)においてパリ協定が採択、各国で批准されたのを機に、気候変動や地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの削減を目的とした取組みが世界的に進められています。

当社グループは、将来的な気候変動が、その業績及び財政状態に重大な影響を与える可能性がある物理リスクとして、以下の通り認識しています。海外の生産拠点における干ばつが深刻化し、水需給が逼迫、水価格の高騰による操業コストが上昇する可能性があります。気温上昇(生育環境や労働環境の変化)・天候・自然災害・CO<sub>2</sub>濃度などが需給バランスや品質に影響し、主要な原材料価格が変動する可能性があります。更に、必要な水資源が確保できない場合、操業停止による機会損失と工場移転費用が発生する可能性があります。異常気象の激甚化により、深刻な風水害及び土砂災害が発生することで生産ラインや物流が停止し、設備被害や機会損失、製品廃棄による損失が発生する可能性があります。

また、将来的な気候変動を見据えた低炭素社会への移行リスクを以下の通り認識しております。炭素税が導入され、製品原材料への価格転嫁や生産拠点の操業コストが上昇する可能性があります。水ストレスの高い地域の生産拠点において取水制限を受けて操業が停止、機会損失が発生する可能性があります。エシカル志向の高まりにより、環境配慮が不十分な製品があった場合、その需要が低下し、当社売上に影響を与える可能性があります。

当社グループは、新たに制定した「アサヒグループ環境ビジョン2050」の中で、CO<sub>2</sub>排出量を、2030年までに2015年比30%を削減し、2050年迄にゼロとする目標を掲げ、更なる省エネルギーと再生可能エネルギーの活用に取組み、水リスクへの対応としましては、グループ全体として、水使用量削減に向け、取り組んでまいります。また、当社は、2019年5月、「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD: Task Force on Climate-related Financial Disclosures)」の提言に賛同しました。気候変動が事業に及ぼすリスクと機会の分析と対応について積極的に取り組み、今後、有価証券報告書、統合報告書やホームページ等において情報開示を行ってまいります。

#### (13) 事業展開国のカントリーリスク

現在、当社グループは20を超える国に拠点を構え、世界経済全体の動向に加え、各国固有の政治、経済、社会、法規制、自然などの要素が、各国事業に影響を与える可能性があります。具体的なリスクとしては、政情不安、経済危機、関税回復措置、難民排斥運動、人種差別、規制強化、税制改正、自然災害、新興感染症等が想定されます。2019年7月以降、韓国での日本商品の不買運動により、同国での当社グループ製品の販売数量が大幅に減少しました。これらリスクに対しては、グループ各社での情報収集や外部コンサルタント起用等を通じて早期に認識し、顕在化する前に具体的かつ適切な対処をするよう取り組むことで、その予防・回避に努めるとともに、重大インシデント発生に備えた事業継続計画の策定などを行っていますが、これらのリスクが顕在化した場合には、関税引き上げなど、在外資本企業に対する不利益条件によるコスト競争力の低下、利益の圧縮、政治的・軍事的・社会的圧力による営業困難あるいは営業停止、社員の安全不安、経営計画未達、中長期的損失計上、さらには事業撤退の可能性もあります。また、当社グループは、今後の更なるグローバル化により収益源の分散化を進め、本件リスク顕在化時の、グループ全体への影響の低減を図っていきませんが、当社想定を大きく超える事態が発生した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (14) 法規制とソフトローのコンプライアンス

当社グループは事業の遂行にあたって、食品衛生法、製造物責任法、労働関連規制、贈収賄規制、競争法、GDPR等の個人情報保護規則、環境関連法規等の様々な法規制の適用を受けています。これらの法令が変更される、又は予期し得ない法律、規制等が新たに導入される等の理由による法令違反や社会規範に反した行動等により、法令による処罰・訴訟の提起・社会的制裁を受け、規制遵守対応のためのコストが増加し、又はお客様をはじめとしたステークホルダーの信頼を失うことにより、レピュテーションやブランド価値が毀損し、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

当社グループは、「アサヒグループ行動規範」を制定し、事業活動を行う全ての国・地域において、適用される法令・ルールを遵守することを含め、「Asahi Group Philosophy」で示したステークホルダーに対する5つのPrinciplesに基づき、企業倫理・コンプライアンスを実践するための10条の行動規範を規定しました。そして、代表取締役社長が委員長を務め、業務執行取締役及び委員長が任命した執行役員で構成される「コンプライアンス委員会」を設置し、グループ全体の企業倫理・コンプライアンスを推進・監督するとともに、「アサヒグループ行動規範」に関する社員の研修などを通じてコンプライアンスのレベルを高め、法令違反や社会規範に反した行為等の発生可能性を低減するよう努めています。

また、グローバルな事業地域が大きく拡大した今、当社グループにとって、人権保護並びに関連法規制の遵守は特に重要と認識しています。そこで、『ESGへの取組み深化』における重点課題の一つとして「人権マネジメント体制の構築」を掲げ、第一ステップとして、2019年、人権に関する最上位の方針として、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に準拠した「アサヒグループ人権方針」を制定しました。本方針で掲げた人権デューデリジェンスについては、2017年に実施した現代奴隷リスク分析の結果に基づき、2020年にサプライチェーンから開始する予定です。今後、人権マネジメント体制の更なる高度化を図り、人権侵害リスク低減に向けた取り組みを推進します。

#### (15) その他のリスク

##### 新型コロナウイルス感染拡大の影響

2019年末、中国で初めて確認され、本発行登録追補書類提出日(2020年10月9日)現在100を超える国や地域へ拡大している新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に対して、当社グループでは、顧客、取引先及び社員の安全第一を考え、また更なる感染拡大を防ぐために、WHO並びに各国保健行政の指針に従った感染防止策の徹底をはじめとして、感染リスクが高い国や地域への、及びそれらの国や地域からの渡航の原則禁止、工場見学や販売促進企画等の多くのお客様にお集まりいただくイベントの休止や制限、国内でのテレワーク(在宅勤務)の原則化等、対応を実施しております。本発行登録追補書類提出日(2020年10月9日)現在、主要原材料の十分量確保、業務用商品の需要低迷を家庭用商品で補完する等により、事業影響の低減を図っておりますが、2020年12月期第2四半期決算においては、当社グループの収益の柱である業務用ビールの売上減少などにより、当社グループの業績への影響が生じております。今後、当社グループが事業展開する地域において新型コロナウイルス感染症の更なる拡大及び事態の長期化並びにそれに伴うロックダウンや緊急事態宣言が生じた場合には、業務用ビールを中心とした売上低迷の長期化、利益率が比較的低い新ジャンルやRTDの売上高構成比の上昇による収益性の悪化等により、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## 財務リスク

## 為替変動

：当社グループはグローバルに事業を展開しているため為替リスクを負っています。このうち、海外子会社及び関連会社における資産や負債については円高が進行すると在外営業活動体の換算差額を通じて自己資本が減少するリスクがあります。このため、必要に応じて為替リスクのヘッジをするなどの施策を実行していますが、完全にリスクが回避できるわけではありません。また、海外連結子会社等の損益の連結純利益に占める割合が比較的高く、これらの収益の多くが外貨建てであり、当社の報告通貨が円であることから、外国通貨に対して円高が進むと、連結純利益にマイナスのインパクトを与えます。一方、本国で行う輸出入、及び外国間などの貿易取引から発生する、外貨建債権及び債務等は為替レートの変動によるリスクを有しておりますが、このリスクは為替予約等と相殺されるため影響は限定されます。

## 金利変動

：当社グループは銀行預金や国債等の金融資産及び銀行借入金や社債、リース負債等の負債を保有しております。これらの資産及び負債に係る金利の変動は受取利息及び支払利息の増減、あるいは金融資産及び金融負債の価値に影響を与え、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社グループは、金利リスクを回避する目的で、金利を実質的に固定化する金利スワップを利用しております。またヘッジ会計の要件を満たす取引については、ヘッジ会計を適用しております。

## 格付低下

：当社グループに対する外部格付機関による格付けが引き下げとなり、当社グループの資本・資金調達の取引条件の悪化、もしくは取引そのものが制限される場合には、当社グループの業務運営や業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

保有資産の価格変動：当社グループが保有する土地や有価証券等の資産価値の下落や事業環境の変化等があった場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## 税務リスク

当社グループはグローバルに事業を展開しており、本国をはじめとする、各国の税制による適用を受けており、予期し得ない改正や税務当局からの更正処分を受けた場合、大幅なコストの増加、競争環境の悪化、事業活動の制限等が懸念され、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## 訴訟リスク

当社グループは、事業を遂行していくうえで、訴訟を提起される可能性があります。万一当社グループが訴訟を提起された場合、また訴訟の結果によっては、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## 方針・戦略との関連性

← 方針への当該リスクの影響 → 当該リスクへの対応方針

中期経営方針の概要	国内酒類	国内飲料	国内食品	国際事業
①高付加価値化や収益構造改革による『稼ぐ力の強化』				
・国内外での高付加価値ブランドの育成とクロスセルの拡大などによる売上成長		(6) アルコール飲用に対する社会の価値観		(5)
		(6) 国内事業環境		
		(9) 品質		
・ZBB（ゼロベース予算）の導入や調達体制の最適化などによる収益構造改革		(7) 国内物流需給ギャップの拡大		(13)
		(12) 気候変動に関するリスク		
・ROICを活用した事業管理、キャッシュフロー最大化などによる資産・資本効率の向上		(11) プラスチック使用		
				事業最終国の カントリーリスク
②新たな成長源泉の拡大に向けた『経営資源の高度化』				
・イノベーション、ディスラプションを実現する風土改革、無形資産（研究開発・人材力等）への投資		(2) 技術革新による新たなビジネスモデルの出現		
・既存事業を補完するポルトフォリオ型M&Aや競合・異業種とのアライアンスの拡大				(3) 事業拡大について
・デジタルトランスフォーメーションによる構造改革、ビジネスモデルの進化		(2) 技術革新による新たなビジネスモデルの出現		
③持続的な価値創造プロセスを支える『ESGへの取組み深化』				
・『環境ビジョン2050』の設定、強みを活かした価値創造によるサステナビリティの向上		(12) 気候変動にかかわるリスク		
		(11) プラスチック使用		
・グローバルタレントマネジメントやダイバーシティの推進、人権マネジメント体制の構築				(8) 多様で有能な人材の確保
・リスクマネジメントの高度化（ERM）やグループ・グローバル成長を支えるガバナンス改革		(14) 法規制とソフトウェアのコンプライアンス		
				(3) 事業拡大について
共通インフラ				(4) 情報セキュリティ
				(10) 大規模自然災害

**第3【参照書類を縦覧に供している場所】**

アサヒグループホールディングス株式会社 本店  
(東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

**第四部【保証会社等の情報】**

該当事項はありません。